

ほけんだより

すこやか

平潟小学校ほけんしつ



視力検査結果のお知らせ

4月に実施した視力検査の結果をお知らせします。個別の検診結果は、4月に全家庭へお知らせをいたしました。B以下だった場合は**受診**され、適切な治療をされますようお願いいたします。

(検査者数133人)

	1年 (18人)	2年 (18人)	3年 (23人)	4年 (24人)	5年 (21人)	6年 (29人)	平潟小 全体 (133名)	R2全国小学 校の平均 (全国との差)
裸眼視力A (1.0以上)	15人 (83.3%)	15人 (83.3%)	12人 (52.2%)	18人 (75.0%)	10人 (47.6%)	14人 (48.3%)	84人 (63.2%)	61.1% (差+2.1%)
裸眼視力B (0.7~0.9)	2人 (11.1%)	0人 (0.0%)	4人 (17.4%)	1人 (4.2%)	4人 (19.0%)	1人 (3.4%)	12人 (9.0%)	11.3% (差-2.3%)
裸眼視力C (0.3~0.6)	0人 (0.0%)	1人 (5.5%)	3人 (13.0%)	1人 (4.2%)	1人 (16.7%)	4人 (13.8%)	10人 (7.5%)	11.9% (差-4.4%)
裸眼視力D (0.2以下)	1人 (5.5%)	2人 (11.1%)	0人 (0.0%)	1人 (4.2%)	2人 (4.8%)	2人 (6.9%)	8人 (6.0%)	6.0% (差 0.0%)
眼鏡使用	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	4人 (17.4%)	3人 (12.5%)	4人 (19.0%)	8人 (27.6%)	19人 (14.3%)	9.7% (差+4.5%)

見え方のABCD

A(1.0以上)のひとは
1番後ろの席からでも、黒板の文字はよく見えています

B(0.7~0.9)のひとは
後ろの方でも黒板の文字はほとんど読めますが、近視の始まりのことが多く、眼科受診を勧めます

C(0.3~0.6)のひとは
後ろの方では黒板の文字は見えず、近視以外の目の病気にも注意。眼科受診が必要

D(0.2以下)のひとは
前の方でも黒板の見え方は十分とはいえません。すぐに眼科へ

黒板

出典：公益社会法人 日本眼科医会 「眼科学校保健資料集」

本校のA視力者の割合

学年	割合	全国
S58	81.8%	(全国)
H14	77.3%	(本校)
H24	76.9%	
R1	71.6%	
R2	66.3%	
R3	62.0%	
R4	63.2%	

20年前(H14)と現在を比較すると、A視力の児童の割合は約77%から約63%となり14%も減少しています。

参考までに、H14からさらに20年前(S58)の全国のA視力児童の割合は81.8%でした。その当時は約8割の児童がA視力だったことがわかります。現在、約6割となっていますが、このまま成長期の子供たちの低視力が加速していかないように、十分に気をつけていきましょう。

子供のめがね使用は

必ず眼科医の診断をうけてから



学童期の子供の目の筋肉はとても強く、これをうまくコントロールできないために視力が下がっているということもあります。点眼治療や生活(姿勢やゲーム)の習慣を変える、トレーニングをすることで視力が回復することもあります。

これを見極めるためには、**まずは医療機関での検査、医療行為が必要**です。また、視力低下の原因が他の病気である可能性もまれにあるため、早めに眼科での受診をしましょう。(参考：日本眼科学会HP)

「目は心のまど」です

これは、私が小学生のころ、年配の男の担任の先生がよく言っていた言葉です。「目は大事だぞ、姿勢をよくして、テレビは離れてみる。そして外でたくさん遊ぶこと。」と。当時は意味も考えず、先生の口ぐせだと思っていましたが心のどこかで意識はしていました。大人になって、先生が伝えたかったことがよくわかります。人間は目から90%の情報を得ています。勉強、スポーツ、美しい景色、人の顔(表情)、物、様々な情報。それによって体と心を鍛え、支え、癒され、不自由なく生活をしています。ですから今度は私が子供達に伝えます!



「目は心のまどです。見えるってとても幸せなことだね。目を大事にしようね。」

(保健室)

おぼえておいてくださいね！

学校でけがをした時の手続き方法について

北茨城市教育委員会からのお知らせです。
学校でけがをして医療機関に行く場合は、**事前に学校にご連絡**をいただければ、必要な書類をお渡しいたします。

もし、連絡がとれない中で医療機関に行く場合は「マル福」は**使用しないでください**。

※ただし、治癒するまでに医療機関で保護者が支払った金額が1,500円未満である場合は、災害共済給付制度の対象外となってしまうため、その際は「マル福」を使用してください。



独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ

学校でのケガや疾病にマル福は利用できません！！

北茨城市教育委員会では、北茨城市立小中学校に通う児童生徒の不慮の事故や災害に備えて、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入しています。

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」とは、学校の管理下（授業中、部活動、休み時間、登下校中等）で発生した児童生徒のケガや疾病（熱中症、溺水、ガス中毒、皮膚炎等）に対して災害共済給付金が支給される制度です。

—災害共済給付制度利用の流れ—

- （1）医療機関などへ行く前に、学校から下記書類をもらう。
 - ①医療機関あて文書
 - ②医療等の状況
 - ③調剤報酬明細書
- （2）医療機関へ行き受診。学校でのケガや疾病であることを伝え、医療機関窓口で医療費自己負担額（医療費総額の3割分）をいったん支払う。
※健康保険証のみを提示し、併せて学校からもらった①～③の書類も提出する。※マル福は提示しないでください。
- （3）上記②、③の書類を学校に提出する。
（③は薬を処方されなかった場合、不要です。）
- （4）学校が災害共済給付金の請求手続きを行う。
- （5）学校から保護者へ災害共済給付金（医療費総額の4割分）を支給する。

認定されなかった場合は、医療費の返金手続きが出来ますので北茨城市役所保険年金課へお問い合わせください。

※認定されない例

治癒するまでに医療機関の窓口で支払った金額の合計が1,500円未満である場合等。

—お問い合わせ先—

災害共済給付制度に関すること
北茨城市教育委員会
教育総務課 総務学務係
TEL 0293-43-1111（内線 451）

医療費の返金手続きについて
北茨城市役所
保険年金課 医療年金係
TEL 0293-43-1111（内線 187）